

困っていませんか？

社会保険料

「重すぎて払えない…」でも、 厳しい取り立て

年金機構 売掛金や預金を差し押さえ

経営者のみなさん

給与の支払い、仕事確保、資金繰り、そして消費税の納税、さらに社会保険料の支払い…頭の痛い問題ばかりです。

いま、社会保険料を滞納している業者に対して、「2年で完納を」と迫り、売掛金や預金を差し押さえるなど、年金機構による厳しい取り立てが横行。事業継続が危ぶまれる事態に追い込まれる例も生まれています。

納付できなくなったり、滞納したときは…

「納税の緩和措置」に基づいて

支払いの延期や 分割納付ができます

民商・全商連は、経営を脅かす社会保険料の強権的な徴収を是正するよう年金機構や厚生労働省と交渉。厚生労働省は、「(滞納している方に) 将来の見通しを丁寧に聞きながら計画的な分納相談に応じる」と回答(2011年1月28日)しています。

民商では、こうした姿勢を守らせる活動を強めながら、社会保険料の「納税の猶予」「換価の猶予」にも取り組み、資金計画や事業継続の相談に乗っています。

社会保険料の納付で困ったら、民商にご相談ください。

「将来の見通しを丁寧に聞きながら計画的な分納相談に応じる」

…厚生労働省が回答

相談は
民商へ

払いきれない税金・保険料には「分割納付」「減額・免除」の制度があります。相談は民商へ！

全国商工団体連合会
www.zenshoren.or.jp/

福島民主商工会 ☎ 06-6448-1961